

1 地区計画の変更について（西京桂坂地区計画）

(1) 趣旨

西京桂坂地区計画の区域において、平成28年12月22日に決定した区域区分の変更（※）により、市街化調整区域に編入した区域について、当該地区計画区域から除外するものである。

(2) 変更の概要

面積：約148.2ヘクタール→約142.9ヘクタール（約5.3ヘクタール減）

※ 区域区分は、都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、既成市街地及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」、市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」として区分する制度である。

京都市域における区域区分は、おおむね5年ごとに実施する都市計画基礎調査の結果を踏まえ、昭和46年の当初決定以降、定期的に変更を行っており、6回目の変更となる昨年の変更は、市街地に残された貴重な自然環境の保全を図るため、2地区（約7.5ヘクタール）の区域を市街化調整区域に編入したものである。

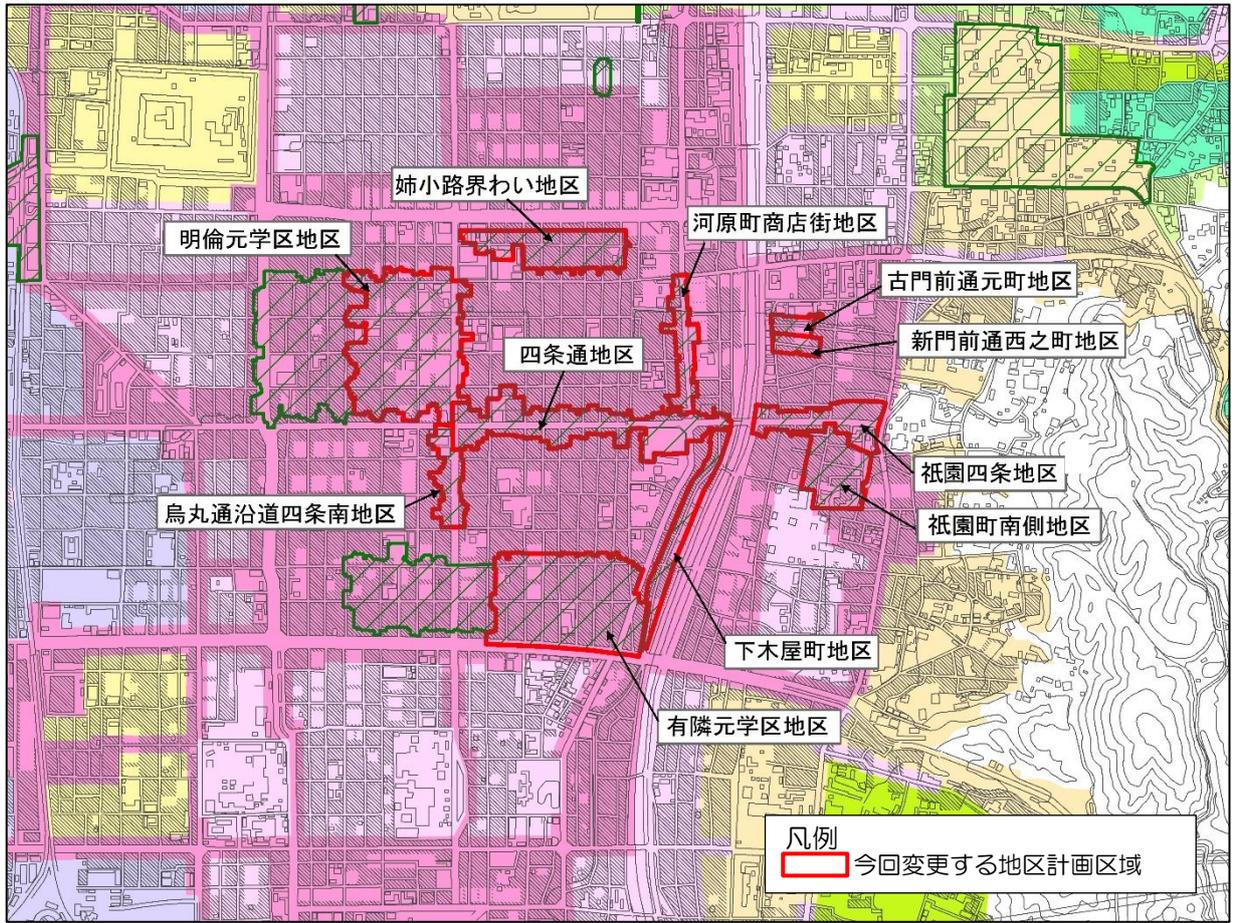
2 地区計画の変更について（姉小路界わい地区地区計画ほか10件）

(1) 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、風俗営業から除外されたナイトクラブやダンスホールについて、地域の特性に応じたまちなみを保全するため、改めて制限（一部緩和）するものである。

(2) 変更の概要

地区計画名	変更内容（建築物等の用途の制限）
姉小路界わい地区地区計画 烏丸通沿道四条南地区地区計画 祇園四条地区地区計画 祇園町南側地区地区計画 四条通地区地区計画 下木屋町地区地区計画 古門前通元町地区地区計画 明倫元学区地区地区計画 有隣元学区地区地区計画	<u>建築してはならない用途</u> として、 ナイトクラブを追加
河原町商店街地区地区計画	<u>建築してはならない用途</u> として、 ナイトクラブ,ダンスホールを追加
新門前通西之町地区地区計画 (B地区のみ)	<u>建築してはならない用途</u> から、ダンスホールを除外



風営法の新旧対照

